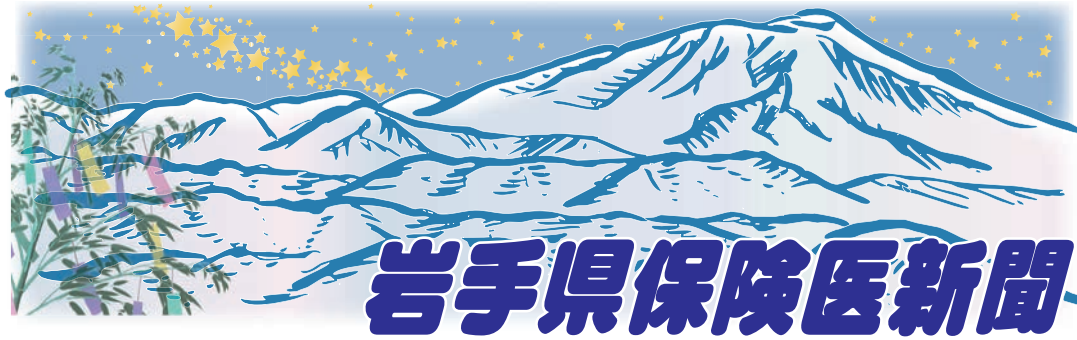


第562号

主な記事

- ・第46回定期総会 (1面)
- ・オン資トラブル6割超 (1面)
- ・「歯科保険診療ハンドブック」学習会 (2面)
- ・マイナ保険証 短期証廃止で「無保険状態に」 (2面)
- ・知事選挙候補予定者アンケート (3面)
- ・寄稿 ネット上の書き込み対策について (4面)
- ・物価高騰対策支援金 (4面)



発行所 岩手県保険医協会

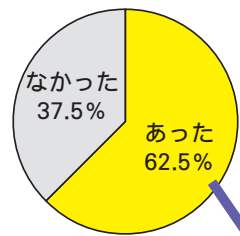
〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15-19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人 小山田 榮二
https://www.i-hoken-i.org
購読料 年2,400円(〒別)
会員の購読料は会費に含まれています。

4月以降 オン資トラブル「あった」6割超

正しい保険情報の確認できず混乱

当会では、オンライン資格確認のトラブルアンケートを5月24日にFAX登録会員を対象に実施し、124名から回答を得ました(回答率17.5%)。

4月1日以降トラブルがあったか



オンライン資格確認は回答した医療機関のうち90・3%が実施、うち62・5%がトラブルが「あった」と回答。トラブルの内訳は、「カードリーダーまたはパソコンの不具合でマイナ保険証の読み取りができなかった」が57・1%で最多、次いで「保険者情報が正しく反映されていなかった」が54・3%でした。さらに、他人の情報が紐づけされていたケースが2件ありました。こ



総会の様子

会員のためになる
保険医協会を目指して
第46回定期総会を開催

6月18日(日)、盛岡のエスポワールいわてで第46回定期総会を開催しました。新型コロナウイルスが5類へ見直しされて日が浅いことから、昨年同様、記念講演会が行わず、総会と懇親会のみ開催となりました。定期総会に先立ち、物

故会員の先生方の功績を偲び黙祷が行われました。坂本副会長の開会の辞に続き、小山田会長が第46回総会を迎え、会員や役員の協力に対して感謝を述べたほか、新型コロナウイルスの5類移行に際し、新しい生活への適応とそれに伴う協会としての活動の躍進、さらに『会員のためになる保険医協会』を目指す旨を述べ、「皆様のご協力をお願いいたします」とあいさつしました。

総会では、全ての議案が拍手で承認されました。総会後は、3年ぶりに会員限定の懇親パーティーを開催し、懇親を深めました。医療を取り巻く情勢や国民生活も厳しい状況ですが、「国民の命と健康の確保を図る」「保険医の経営と生活、権利を守る」という2つの目的を柱に、定期総会で決定した活動方針にもとづき、役員一同が一丸となって活動を進めてまいります。

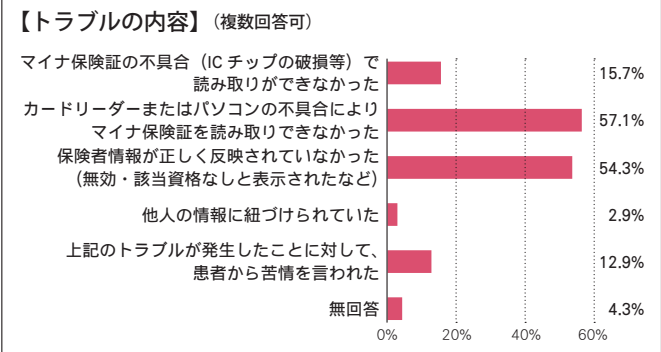
「保険証の記号の誤入力を妨げる」、「レセプトの資格確認の不備が減り助かっている」など、メリットを指摘する意見もあったものの、手間が増えたという意見の方がはるかに多く、「顔認証読み取り不能。毎回同じ手続きが面倒だと言われた」、「オンラインで無効等の表示が出たケースが数十件、保険証で登録しようとしたらオンラインで『既に患者情報が登録されている』と全く別の氏名が表示された」などが挙げられました(事例等は2面に掲載)。また、「毎回マイナンバーカードを機械に入れる作業が面倒らしく、2回目からは保険証を出す方が多い」という意見もあり、利用者も利便性を

「金星と三日月」
オン資義務化や保険証廃止など実際の診療に関係のない事柄で悩まされる日々である。ため息でもついて、空を見上げるしかない。この春、夜空では実は今年最大の天体ショーがあったのである。それは3月24日の夕方、三日月と金星の大接近であった。

渡部潤一氏の文によれば「月齢2・7という細い三日月そしてその上に宵の明星である金星がマイナス4等ほどの輝きを放ちながら接近する」とあった。三日月が受け皿のようになり、その真上に金星が光る。

三日月の影の部分の輪郭も金星に照らされて、輪郭線となって丸く見えた。まるで、プローチが勲章の様であった。イスラムの国々では三日月を国旗のモチーフにする。この形はモリタニア・イスラム共和国の国旗である。

月が去っても、もうひとつおまけがあった。4月3日19時5分、ISS国際宇宙ステーションが盛岡の空で見られた。雲の中から西の金星の下を航空機のように、少し早い光が左へ、火星の下を通過して、オリオン座の上を南に向かい、雲の中へ消え去った。点滅がなく、スマホで撮影すると四角の光であった。皆さんも時に、夜空を見上げて見て下さい。少し気が晴れるかも。(黒田)



「トラブルがあった時」点でどのように対応したか」という質問では、「健康保険証で資格確認した」と回答したのは10割を求めざるを得なくなるのは深刻な事態であり、システムの修正、保険証の継続などの対策が急務となっています。

全国的な問題により、運用マニュアルが変更され、トラブル時は患者の生年月日情報に基づき自己負担(3割等)を支払ってもらい、正確な資格情報が確認できた段階で必要な手続きを行うこととされました。資格確認ができるまでの間、未収

「保険証の記号の誤入力を妨げる」、「レセプトの資格確認の不備が減り助かっている」など、メリットを指摘する意見もあったものの、手間が増えたという意見の方がはるかに多く、「顔認証読み取り不能。毎回同じ手続きが面倒だと言われた」、「オンラインで無効等の表示が出たケースが数十件、保険証で登録しようとしたらオンラインで『既に患者情報が登録されている』と全く別の氏名が表示された」などが挙げられました(事例等は2面に掲載)。

また、「毎回マイナンバーカードを機械に入れる作業が面倒らしく、2回目からは保険証を出す方が多い」という意見もあり、利用者も利便性を

【すぐに対応できなかった原因】(複数回答可)

原因	割合
オンライン資格確認のコールセンターに連絡をしたが、すぐに繋がらなかった	22.2%
レセコンメーカーに連絡をしたが、すぐに繋がらなかった	44.4%
健康保険証を持ち合わせておらず、すぐに資格を確認できなかった	33.3%
保険者に連絡したが、資格を確認できなかった	0.0%
その他	22.2%

このアンケートの結果、2021年にデジタル庁で掲げた「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」とは実態がかけ離れていることが浮き彫りになりました。マイナ保険証のシステムが不完全で、トラブルが続出している中、2024年秋に健康保険証を廃止するのは無理がありません。当会では5月31日に国会議員に対し、拙速な保険証廃止法案の採決をしないよう緊急要請を行ったほか、6月8日にマイナンバーカードの保険証利用義務化に反対する抗議声明を発表しました。

6月21日NHKで、22日IBC、めんこいテレビで今回のアンケート結果が報道されました。

歯科保険診療の基礎を学び、磨く

「歯科保険診療ハンドブック」学習会を開催

6月8日、盛岡のアイーナにて当会役員講師団を講師とした「デンタルスタッフのための歯科保険診療ハンドブック」学習会を開催しました。本学習会は、保団連より「デンタルスタッフのための歯科保険診療ハンドブック」の改訂版が発行されたことに伴い開催し、県内より新人スタッフからベテランスタッフまで12名が参加しました。

学習会では、小山田会長が「社会保険制度」「医療保障と医療保険制度」「保険診療のしくみ」について、黒田副会長が「診療ワークの基礎」「一歯と口腔の基礎」を、続けて東山常任理事が「診査、管理、麻酔・投薬」「歯

周疾患」「う蝕、歯髄炎、根尖性歯周炎」等の治療について、最後に米持常任理事が「外科、口腔内装置等」「歯冠修復」「欠損補綴」「在宅医療と介護」を担当し、独自に準備した追加資料も交えてハンドブックのポイントを丁寧に解説しました。今回使用した改訂版のハンドブックは、参加者にテキストとして進呈されました。参加者はメモを取りながら熱心に耳を傾けていました。日常診療の疑問点も解消し、明日からの診療に役



立てることのできる学習会となりました。本学習会で使用したテキスト「デンタルスタッフのための歯科保険診療ハンドブック」は4500円（税込・送料込）にて販売しております。保険診療のしくみから歯や口腔の基礎知識、歯科用語、治療行為や治療の流れなどを豊富な写真や図でわかりやすく解説しており、歯科保険診療を行う上で、チェアサイドにおける必要な知識を身に付けることができる1冊となっておりますので、ご希望の方は事務局までご用命下さい（TEL 019-651-1734）。

なお、当日の学習会の模様は、当会ホームページにてウェブ配信を予定しています。公開準備が整い次第あらためてご案内します。

トラブル事例（一部）

- 旧住所で登録されていたり、新しい保険証が登録されていない。後期高齢の負担割合が正しく登録されていない
- マイナンバーカードを読み取りしても、保険情報が確認出来なかったり、エラーと表示される。カードリーダーやパソコンの不具合なのか、どこに問題があるのかは不明
- 有効期限内のカードで「有効期限が過ぎています」と表示され、顔認証できなかった

「義務化」したことや導入後の感想・意見（一部）

- マイナ保険証の必要性を全く感じない
- システムが信頼性ないので、とても困ります
- 操作方法を聞かれ手間がかかることが多い
- トラブルもあり、ベンダーも対応に困っているようで、すぐに対応してくれない。義務化はやめた方が良く思う
- マイナンバーカードを利用すると、診療報酬が減り、利用が増えると病院の収入は減る事になる。初期の整備費用だけでなく運用にかかる。費用を恒久的に賄える仕組みが必要と思われる
- 保険証の紐づけをされていない方が多く、自分で把握していない。オンライン確認の保険情報が少ない。特に資格取得日が知りたい。保険証に記載されている情報が全て入ってくれば良いと思う。電子カルテではないので使いづらい。薬剤情報が前月までの情報しか見られない。直近の薬剤情報が必要
- 災害や停電などでマイナンバーが使用出来ないと困るので、保険証は廃止しないで欲しい。保険証変更になった場合、新しい保険証が登録されるまで3ヵ月かかると言われた。正しい保険情報の確認ができず混乱している

表1 資格証明書と短期被保険者証

年度	資格証明書		短期被保険者証				
	交付対象世帯数	未交付世帯数	交付対象人数	交付対象世帯数	未交付世帯数	交付対象人数	未交付者
R4年	66	1	76	4,282	792	6,954	991
盛岡市	4		4	4		4	
宮古市	2		2	168	56	255	62
大船渡市				141	35	193	40
奥州市	6	1	7	443	118	686	128
花巻市	7		7	246	5	415	5
北上市				478	165	709	195
久慈市				150	6	231	12
遠野市	6		7	120	70	180	98
一関市				733	11	1,200	11
陸前高田市				101	2	161	2
釜石市	2		3	125	62	212	87
二戸市				138		241	
雫石町	11		14	74	13	129	17
葛巻町	7		8	24		46	
岩手町				122	1	231	1
八幡平市	5		5	144	51	222	61
滝沢市				271	1	471	1
紫波町				76	10	125	10
矢巾町				71	30	127	39
西和賀町	2		2	1		1	
金ヶ崎町				43	13	74	16
平泉町				26	2	39	2
住田町	1		1	12		24	
大槌町				67	21	142	35
山田町	3		3	162		284	
岩泉町				5	2	7	2
田野畑村				22	9	37	12
普代村	10		13	17		27	
軽米町				68	27	113	50
洋野町				135	46	224	61
野田村				13	4	18	4
九戸村				10		22	
一戸町				72	25	104	40

R4年9月1日現在。市町村により交付期限、交付月及び方法が異なるため単純には比較できない。資格証明書の未交付は居所不明。短期は一定期間経過後郵送。

岩手社保協資料より

万世帯の短期証交付世帯に影響が及ぶものです。県内では令和4年、4282世帯が短期証を交付されており（表1）、無保険となれば必要な医療が受けられなくなる可能性があります。

保険証廃止に関する会員調査でも、62%の先生が反対しており、「性急すぎる」、「政府が信用できない、弱者への配慮がない」、「利を得るのだけだか？他の方法もあると考えます」などを理由に挙げられています。

現行制度

	短期被保険者証（短期証） （交付世帯数：48万（令和3年6月時点））	被保険者資格証明書（資格証） （交付世帯数：9.9万（令和3年6月時点））
短期証・資格証の性質	<ul style="list-style-type: none"> ○有効期間の短い被保険者証 ◆医療機関の窓口で提示すれば、通常の一部負担金で受診することができる ◆有効期間は個々の滞納世帯の状況に応じ、保険者が決定（例：6ヵ月、3ヵ月、1ヵ月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者であることを示す証明書 ◆資格証の交付を受ける世帯は、被保険者証を保険者に返還する ◆医療機関の窓口で、医療費を全額支払った後、保険者に医療費の償還払いを申請することができる（特別療養費の支給）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料を滞納している場合 ※資格証交付世帯であっても、被保険者が医療を緊急に受ける必要が生じ、保険者に医療費の支払いが困難である旨を申し出た場合には、緊急的な対応として交付することができる ※資格証交付世帯であっても、高校生世代以下の被保険者については、短期証を交付する 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料を納付することができない「特別の事情」がないにもかかわらず、1年間保険料を滞納している場合 ※特別の事情は以下 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の財産が災害または盗難にあった ・世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気または負傷した ・世帯主が事業を廃止または休止した ・世帯主の事業に著しい損失があった ・以上と類する事由があった

法案が示した変更点の概要

	短期証 ⇒ 制度自体が廃止	資格証 ⇒ 「特別療養費」の通知のみに変更
改正法案の概要	○制度そのものが廃止に	<ul style="list-style-type: none"> ○特別療養費の支給に変更する旨の通知のみに変更（証明書の交付はしない） ※高校生世代以下の子どもについては特別療養費の対象としない ※今後の具体的な運用については未定

マイナンバー法等の一部改正法案が6月2日参議院本会議で可決、成立しました。この法案には健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証（以下、「短期証」）の仕組みは廃止することが盛り込まれています。

国民健康保険法のもと、市町村は「保険料が納付できない『特別の事情』がないにもかかわらず、原則1年以上保険料を滞納している者に対して『資格証明書』を交付することになっていきます。

資格証明書は保険証と違い、いったん窓口で10割支払わなければなりません。患者さんはその後、保険者に医療費の償還払いを申請することになります。現在でも手続きの際には保険料の納付を厳しく求められるため、多くのの方が申請を躊躇しているのが現状です。

今回の法案成立はこうした現実を無視したもので、48万世帯の短期証交付世帯に影響が及ぶものです。県内では令和4年、4282世帯が短期証を交付されており（表1）、無保険となれば必要な医療が受けられなくなる可能性があります。

また、現在は「資格証交付世帯であっても、医療を緊急に受ける必要が生じ、保険者に医療費の支払いが困難である旨を申し出た場合には、緊急的な対応として短期証を交付できる」という運用が行われています。しかし、こうした対応についても今後はできなくなります。

こうした短期証があることで、無理な納付強要等の問題は残されているものの、患者さんは医療にアクセスすることができ、現物給付を受けることができます。

また、現在は「資格証交付世帯であっても、医療を緊急に受ける必要が生じ、保険者に医療費の支払いが困難である旨を申し出た場合には、緊急的な対応として短期証を交付できる」という運用が行われています。しかし、こうした対応についても今後はできなくなります。

資格証への切り替えはあまりに厳しい措置のため、これまで国が通知を出して「滞納世帯に対しては短期証を活用することにより、可能な限り滞納者との接触の機会の確保に努めること」としてまいりました。

マイナ保険証

短期証廃止で「無保険状態に」

岩手県知事選挙候補予定者アンケート

令和5年9月10日任期満了に伴う岩手県知事選挙に先立ち、当会では、知事選候補予定者にアンケートを4月27日に依頼しました。回答をいただきましたので投票の際の参考にさせていただければ幸いです。

左から回答順



千葉 絢子氏 (44)



達増 拓也氏 (59)

<p>5月8日より新型コロナウイルス感染症は5類となりますが、当会が行った会員アンケートでは、公費負担廃止による受診・検査の手控えや感染の急拡大を懸念する声が多数ありました。また、入院先の確保について不安がある医院が約半数、62%が行政による入院調整は継続してほしいと回答しています。</p> <p>9月末までは入院調整が難しい場合は保健所が対応するとしていますが、発熱外来は人手も時間もかかり、入院調整までとなるかかなりの負担になります。コロナ特例が5月7日で終了し、発熱患者を診ている診療所はこれまでと同様の感染対策をしながらの診療となります。県として、コロナの検査や発熱患者受け入れ医療機関への補助金や入院調整の継続を行ってほしいですが、いかがお考えですか。</p>	<p>新型コロナについては、5類移行後においても引き続き、地域の医療体制に支障が出ない様に、県として適切に支援対応を行う必要があると考えます。</p>	<p>5類移行後の入院調整については、季節性インフルエンザと同様に医療機関による自律的な通常の対応となりますが、県では、当面の間、入院調整に混乱が生じないよう、行政による伴走型支援を実施し、円滑な移行に向けた体制を構築していきます。</p> <p>また、外来対応する感染対策を行った医療機関での診療や入院調整については、診療報酬の特例加算となるほか、院内の感染対策に係る設備整備に係る補助金についても一部継続するよう準備を進めているところです。</p>
<p>医療機関（内科・歯科）も物価高、光熱費の高騰で大きな影響を受けています。昨年度、県は物価高騰対策支援金を無床診療所に対し15万円給付しました。物価高騰は現在も続いています。医療機関（発熱外来等をしている内科診療所）の収入は公的な診療報酬のみとなっており、これまで以上に経費がかさんでいます。コロナ対応やオンライン資格確認で業務が増す中、支給に一定の要件を満たすのではなく、前回同様、一律の継続的な支援を医療機関に対して行ってほしいですが、いかがお考えですか。</p>	<p>継続的な物価高騰や、賃上げの原資に関しては、診療報酬改定で抜本的な対応を行うことが必要であると考えます。また、改定が行われるまでの間は、地方創生臨時交付金を原資とした対応を行うこととなりますが、その制度の設計については、一律の支援が重要であると考えます。</p>	<p>令和4年度に物価高騰対策支援事業を実施したところですが、今般の令和5年度第1号補正予算において追加の予算措置を行い、光熱費が高騰している医療施設の負担を軽減するため、病院及び有床診療所は1施設あたり20万円に、1床につき1万円を加算した額を、また、特別高圧を受電する医療機関に対して、1床あたり4万円を加算した額を、その他医療施設は、1施設あたり最大10万円の物価高騰対策支援金を支給することとしています。</p>
<p>少子高齢化で2040年には現役世代が急減し、医療・介護従事者も約100万人が不足すると推計されています。現在でさえ、本県は医師不足で沿岸部の医療提供体制は不十分な状況で、出産できない地域もあります。本県の医師不足（医師の地域偏在や産科・小児科医の不足）の対策についてお考えをお願いします。</p>	<p>まずは目の前に迫った医師の働き方改革への対応により、地域医療の崩壊を防いでいきたいと考えています。また、長期的には、地域枠の更なる充実などにより、地元出身医師の養成や、医療DXにより、オンライン診療からオンライン服薬指導の一气通貫のシステム構築などを通して、医療へのアクセス簡易化を図っていききたいと思います。</p>	<p>岩手県医師確保計画に基づき、奨学金養成医師の計画的な配置や、即戦力医師の招聘の取組を重点的に行うとともに、産科・小児科を選択した奨学金養成医師については、義務履行の全期間を地域周産期母子医療センターで勤務できる特例措置を設けるなど、地域・診療科偏在の解消に取り組んでいきます。</p>
<p>2022年の出生数は80万人を割り込み、県内の出生数も6,048人と戦後最少、減少率は全国ワーストでした。国立社会保障・人口問題研究所の2021年の調査で、理想の数の子どもを持たない理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎると答えた人が77.8%でした。</p> <p>本県の少子化対策についていかがお考えですか。</p>	<p>引き続き、子育て支援に力を入れていくと同時に、婚姻率の低下が少子化の一番大きな要因ですので、若者の所得向上の政策に力を入れていきたいと考えています。</p>	<p>少子化対策は、結婚、妊娠・出産、子育てなどの各ライフステージに応じた総合的な施策の強化により、「生きにくさ」を「生きやすさ」に変えていく必要があります。</p> <p>このため、不妊治療に要する交通費への助成、第2子以降の3歳未満児を対象とした所得制限を設けない保育料の無償化など、市町村と連携し、全国トップレベルの子ども子育て環境をつくり、希望する全ての県民が、経済的な制約等にとらわれずに、安心して子どもを生み育てられる社会の実現を目指しています。</p>
<p>県内各自治体が子ども医療費助成制度を独自に行っています。</p> <p>県は現物給付の対象を今年8月より中学生から高校生まで拡充しますが、県の基準は変わりません。県としてせめて義務教育期間である中学生までを対象にすることや所得制限の撤廃、一部自己負担の引き下げなどを行うことについていかがお考えでしょうか。</p>	<p>一部引き下げなどの検討を行う必要があると思います。</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであり、全国一律の制度を創設するよう、今後も全国知事会とも連携し、粘り強く国に提言していきます。</p> <p>また、県の医療費助成の対象拡大等については、本県の厳しい財政状況を踏まえ、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があるものと考えています。</p>
<p>当会で行った調査の結果、学校健診で要受診とされたにも関わらず、未受診の児童・生徒が年齢が上がるにつれ相当数となることが明らかとなりました。早期発見・早期治療が大事ですが、親が仕事を休めず通院できなかったり（経済的事情）、子ども自身が部活や習い事で忙しく受診できない環境、口腔や全身管理の重要性が理解されていない現状があります。</p> <p>2021年度学校保健統計の調査結果では、県内の子どもの肥満傾向が明らかとなるなど、子どもの将来に影響を及ぼす恐れがあります。子どもたちが受診しやすくするためにはどのような方策が有効と考えますか。</p>	<p>教育委員会・福祉部署等が持つ情報を統合することにより、高リスクな子どもの見える化を進め、その上で個別の働きかけを行っていくなどの取組みが必要だと考えます。</p>	<p>健康に関する指導については、授業における病気の予防等の学習に加え、児童生徒の発達段階に応じて、健康に関する講演会を開催するなど、学校の教育活動全体を通じて行っています。</p> <p>健康診断の結果による要受診の児童生徒の受診については、早期発見・早期治療に対する家庭の理解が大切であることから、本人及び保護者に対する保健指導や個別健康相談などの充実が重要と考えます。</p>
<p>令和3年度の国保の滞納世帯数は県内で11,940世帯（7.19%）、令和4年度の資格証明書発行は66世帯、短期証発行は4,282世帯となっています。後期高齢者医療保険料の滞納者数は令和4年723人、短期証交付者数は469人（前年度166人）と短期証交付者数が大幅に増えています。国保料や後期高齢者医療保険料が払えない人へどのように対応したいとお考えですか。</p>	<p>まずは、保険料減免制度の適正な運用を行うと同時に、国保運営の効率化等を一層進めることで、国保財政の安定化に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>資格証明書や短期被保険者証は、滞納者の納付相談の機会を確保するため交付しているものであり、市町村に対し、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細やかな対応をするよう要請しているところです。</p> <p>今後においても、各市町村に対し、機械的な運用とならないよう、滞納者の特別な事情の有無の把握を適切に行うとともに、分割納付や徴収猶予の対応を行う等、個々の状況に応じた丁寧な対応を求めています。</p>
<p>県では障害者手帳の交付から外れた18歳未満を対象とした補聴器購入費の助成を行っていますが、所得制限があります。補助制度の対象外である近視補正等のための眼鏡及び同じく補助制度の対象外である軽度難聴等の補聴器の購入費用、保険適用外である歯科矯正の治療費用について助成を創設することについていかがお考えでしょうか。</p>	<p>補助制度の創設は、助け合いの観点から重要であると考えます。一方で、所得制限の在り方については、もう少し弾力的な運用と同時に、所得の制限額も引き上げを行うことを検討する必要があると思います。</p>	<p>身体障害者手帳により受けられる自立支援医療給付や補装具費の支給等については、市町村が実施主体であり、手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費助成は実施市町村に対して助成しているところです。</p> <p>軽度・中等度の難聴については、補聴器の支給対象となるよう、身体障害者福祉法を改正し、聴覚障がい程度を拡充するよう国に要望しているところですが、その他の障がいも含め、医療給付や補装具の支給については、国や市町村の動向等を注視していきます。</p>
<p>これからの医療・介護の政策について、特に力を入れたいことはなんですか。（子育て支援も含めて）</p>	<p>まずは、少子化対策に一番に取り組みたいと思います。少しでも県内の人口減少を和らげることで、財政的基盤を安定化させ、同時に県内の働き手の確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>その上で広い岩手県内において、どこに住んでも安心して医療が受けられる体制の構築に取り組んでいきます。</p>	<p>昨年度末に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」第2期政策推進プランにおいて、人口減少対策に最優先で取り組むこととし、今後4年間に取組を強化すべき項目を「重点事項」として明示しています。</p> <p>保健・医療・福祉に関わる分野では、「結婚・子育てなどライフステージに応じた支援」や「災害や新興感染症など様々なりスクに対応できる安全・安心な地域づくり」に重点的に取り組むこととしており、具体的な施策を力強く推進していきたいと考えています。</p>

寄稿

ネット上における誹謗中傷の書き込み対策について②

弁護士 渡部 容子

1 前回、ネット上に医院を誹謗中傷する書き込みをされた場合の対応策について説明しました。削除請求を行う場合や弁護士に相談する場合についてご質問がありましたので、回答します。

2 (1) まず、書き込みがあるURLを確認し、情報を公開しているサイトの管理者は誰なのか、情報を公開しているサイトのドメイン名の登録者は誰なのか、情報が保存されているサーバーの管理者は誰なのかなどを確認します。ウェブサイトの管理者の調査については、サイト下部から「会社概要」「運営会社」などのリンクを探したり、問い合わせフォームやメールを利用したり、過去のウェブサイトの情報を調査するなどします。

(2) 投稿者の特定手続には時間制限があり、客観的証拠を残すためにも、ウェブサイトの証拠化が大事になります。URLがヘッダないしフッタに印刷されるようにして当該ウェブページを印刷し、スクリーンショットを撮るなどします。

(3) 投稿者に直接削除依頼する、運営者に削除依頼する、ガイドラインに則った削除依頼をするなど削除を求める方法は複数あります。TwitterやInstagramなどでは、投稿した本人に直接削除を依頼したり、運営会社に通報するという方法があります。個人で行うことができます。個人での任意の交渉に応じてもらえない場合や、自分で削除依頼をすることに不安がある場合は、弁護士への依頼も検討してください。

削除に要する時間はメールやオンラインフォームで削除請求する方法だと1日〜4週間程度、運営者に削除依頼する場合3、4週間程度、仮処分という裁判手続をする場合には最短で2週間〜数カ月が一般的だといわれますが、内容や相手方、方法によって異なります。

(1) 弁護士に依頼する場合は費用ですが、弁護士費用は自由化されており、各法律事務所によって異なります。

(2) 着手金・弁護士へ対応を依頼した最初の段階で発生する費用です。依頼する内容によっても異なりますが、サイトの運営会社に対して誹謗中傷の削除請求や発信者情報開示請求等を行ったような場合は10万円〜、裁判所の手続を利用する場合は30万円〜あたりが相場だと思えます。

(3) 日当・遠方の裁判所に出頭した場合や相手方との交渉に向いた場合にかかる費用です。1日当たり3〜5万円が相場です。最近では裁判所もウェブ会議ができるようになりましたので日当は発生しないことが多いです。

(4) 報酬・事件が解決した場合に払う成功報酬です。削除請求の場合、報酬はなしとする事務所もあります。

(5) 実費・郵送費用や交通費等の費用です。

(2) 依頼内容によって値段の幅が変動してきます。たとえば、仮処分の申し立てをする場合には手続が煩雑になることもあり、100万円程度の出費になることもありま

す。ご契約前には手続とあわせて費用についても整理しておきましょう。書き込みから時間が経つと発信者の調査ができなくなるなど都合が生じかねませんので早めの対応をおすすめいたします。

法律に関するご相談や弁護士の紹介を受けたい方は、当会顧問弁護士を紹介しますので協会事務局までご連絡ください。Tel 019-651-7341

北上駅から徒歩3分の場所に自家焙煎珈琲を味わえるカフェがあります。ランチ(ドリンク付)は1200円と1300



オムバーグ (1,300円)

円の2種類。メニューに写真が載っていたオムバーグ(1300円)に魅かれ、注文。飲み物は+50円でカフェ

ラテにしました。最初に運ばれてきたのは椎茸のスープ。椎茸の旨味が溶け出した優しい味です。

ソースは少し濃い目ですが、ふわトロ卵のオムライスと一緒に口にすると絶妙なバランスに計算し尽くされた味へのこだわりを感じます。厚みのあるハンバーグはお肉の旨味が凝縮され、デミグラスソースとの相性抜群(写真では厚さを伝えられないのが残念。丸くて厚みのあるハンバーグです)。

オムバーグはワンプレートにおしゃれに盛り付けられています。サラダは新鮮そのもの、野菜はシャキシャキですっかりと冷えており、最後までおいしくいただけました。

オムライスにかかった深みのあるデミグラスソースは少し濃い目ですが、ふわトロ卵のオムライスと一緒に口にすると絶妙なバランスに計算し尽くされた味へのこだわりを感じます。厚みのあるハンバーグはお肉の旨味が凝縮され、デミグラスソースとの相性抜群(写真では厚さを伝えられないのが残念。丸くて厚みのあるハンバーグです)。

住所 北上市大通り1-3-26
電話番号 0197728177
営業時間 ランチ11時〜14時 (13時30分ラストオーダー) カフェタイム15時〜18時 (17時30分ラストオーダー) ※水曜のみランチまでの営業
定休日 日曜
駐車場 7台

7月14日 締切! 岩手県 社会福祉施設及び医療施設等 物価高騰緊急対策支援金のご案内
現在県は、物価高騰による医療施設等の負担軽減を図るため、支援金を支給しています。対象は社会福祉施設及び医療施設等を運営する法人・個人となります。受付締切が7月14日(金)となっておりますので、忘れずに申請をお願いします。
◆支給額 病院・有床診療所 20万円+1床あたり1万円 診療所・歯科 10万円 ※特別高圧を受電する医療機関への加算4万円
◆申請期間 2023年5月29日〜2023年7月14日(金)まで ※当日消印有効
◆支給要件 ①4月1日時点で事業を実施していること ②申請日において、事業継続の意思があること
◆対象者 県内に所在する福祉・医療施設を運営する法人・個人 ※公立(県立・市町村立)の医療機関は対象外 ※保険診療機関の指定を受けていない病院・診療所・歯科診療所は対象外 ※同一施設内で複数の診療報酬上の指定を受けている場合、いずれか一方のみ申請可能
◆申請方法 ホームページまたは郵送(申請書類の受理から給付金の振込まで、ホームページから申請する場合はおよそ4週間、郵送の場合はおよそ5週間を予定しています)
詳細は岩手県のホームページをご覧ください。 https://iwate-syakaihukusi-iryoushien.jp/ お問い合わせ: 社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金支給事務局 TEL 019-613-7001 受付時間9:00~17:00(平日のみ)

常任理事会だより 5月
〔日時〕 2023年5月23日(火) 19:30~21:07
〔場所〕 盛岡フコク生命ビル会議室
〔出席者〕 役員、事務局併せて14名
1、2023年4月期活動報告並びに2023年5月6月期活動計画が承認された
2、2022年度収支決算見込報告及び予算案については6月の総務会で決定することとなった
3、2022年東北グループ保険配当金還付報告が承認された
4、立憲民主党からの県議会議員選挙要請について推薦はしないことが承認された
5、講演会の企画が承認された
6、共済掛金請求における「データ伝送」への対応が承認された